比較家族史研究会

会報 比較家族史 2

事務局　東京都文京区本郷7－3－1　東京大学社会科学研究所　利谷研究室

一、第五回研究大会　ご案内

次のとおり、第五回研究大会を開催いたしますので、御案内申し上げます。なお、今回から規約第四条(1)にもとづき研究懇話会を研究大会と改めました。

〈日　時〉

昭和五九年六月一日（金）二日（土）

〈場　所〉

日本大学会館八一〇会議室（八階）

（国電市ケ谷駅下車、徒歩二分・営団、都営地下鉄市ケ谷駅下車、徒歩二分）

〈テーマ〉

家と祖先祭祀

〈プログラム〉

第一日（六月一日（金））

・開会の挨拶（午後一時）…会長永原慶二

I、周辺諸地域と祖先祭祀

・台湾と韓国の位牌祭祀（午後一時十分～）…末成道男（社会人類学）、㊐直江広治（民俗学）

・沖縄の祖先祭祀（午後一時五〇分～）…松園万亀雄（社会人類学）、㊐田中真砂子（社会人類学）

・コメントと質疑（午後二時三十分～）

II、現代における祖先祭祀

・現代における祖先祭祀の変容（午後三時十分～）…孝木貢（社会学）、㊐藤井正雄（宗教学）

・民法上の基本的家族構造と祭祀条項（午後三時五〇分～）…石川利夫（家族法）、㊐中川高男（家族法）

・コメントと質疑（午後四時三〇分～）

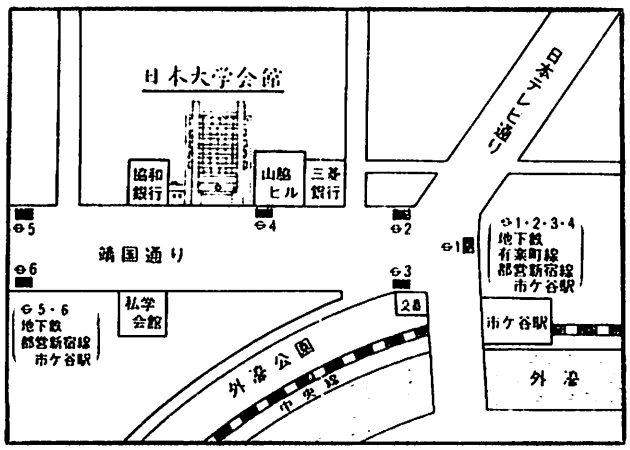

第二日（六月二日（土））

・主催校挨拶（午前九時三〇分～）…高梨公之

・総会（引き続き）

III、歴史のなかでの祖先祭祀

・寺檀関係と祖先祭祀（午前一〇時～）…福田アジオ（日本近世史・日本民俗学）、㊐圭室文雄（宗教学・日本近世史）

・中世のイエと祭祀（午前一〇時四〇分～）…峰岸純夫（日本中世史）、㊐田中久夫（日本民俗学）

・祖先祭祀と儒学（午前一一時一〇分～）…田中久夫、㊐峰岸純夫

昼休み（正午～午後一時）

・コメントと質疑（午後一時～）

IV、シンポジュウム　家と祖先祭祀（午後一時～午後五時）…（司会）森岡清美（総合司会・社会学）・鎌田浩（日本法制史）・鈴木国弘（日本中世史）・村武精一（社会人類学）

※㊐はコメンター兼司会

〈懇親会〉（午後五時三〇分～）

場　所　日本大学会館、食堂（地下一階）

費　用　四、〇〇〇円

〈報告についての参考文献〉

末成道男「社会結合の特質」橋本万太郎編『漢民族と中国社会』山川出版、昭和五八年・「東浦の村と祭」『聖心女子大学論叢』59集、昭和五七年。
孝本貢「都市家族における先祖祭祀観」宗教社会研究会編『現代宗教への視角』雄山閣、昭和五三年・「民衆のなかの先祖観の一側面」桜井徳太郎編『日本宗教の複合的構造』弘文堂、昭和五三年。
石川利夫「祭祀財産の承継と相続」『現代家族法体系4』有斐閣、昭和五五年・「遺産分割と祭祀財産」『判例タイムズ―家族法の理論と実務』昭和五五年十二月号。
福田アジオ「近世寺檀制度の成立と複檀家」『社会伝承研究V』昭和五一年・「近世前期美濃の宗門改帳と複檀家」『社会伝承研究VII』昭和五八年。
峰岸純夫『日本女性史』（第二巻・中世）東京大学出版会。
田中久夫「祖霊と稲作」『歴史公論8』（No.69）雄山閣、昭和五六年・『祖先祭祀の研究』弘文堂、昭和五三年。

第五回研究大会運営委員会

〔委員長〕石川利夫　〔名誉顧問〕高梨公之　〔委員〕上野和男・鎌田　浩・鈴木国弘・村武精一・中野　卓（顧問）

研究大会参加費は五〇〇円です。なお、御多忙中誠に恐縮ですが、研究大会および懇親会の出欠について同封の葉書にて五月一五日までにお知らせ下さるようお願い申し上げます。

なお、会報二号とともに、昭和五九年度分会費（二、〇〇〇円）払込みのため振替用紙を同封いたしました。会費納入につきましてもよろしくお願い申し上げます。

二、規約と役職名

比較家族史研究会の会員数も一二〇名を超え、会の組織・運営について整備する必要が生じてきました。そこで昭和五八年十月二九日第四回研究懇話会の席上、総会において比較家族史研究会規約および役職者について会員の承認を得ましたので、お知らせいたします。なお、会の発足からの経過については会報比較家族史一号に略述をしました。

(A) 比較家族史研究会規約

第一条（名称）
本会は比較家族史研究会と称する。

第二条（会の目的）
本会は、家族史研究を志す社会諸科学の専門家によって構成し、会員相互の研究交流と親睦を図ることを目的とする。

第三条（事務所）
本会は事務所を東京都に置く。

第四条（事業）
本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 研究大会
(2) 会報その他の出版物の発行
(3) 内外の研究機関との連絡および協力
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（入会の資格）
本会は家族史研究を志す大学院博士課程以上の者、もしくは本会がこれと同等の資格をもつと認めた者によって組織される。入会を希望する者は会員二名の推薦を受け、幹事会の承認を受けなければならない。

第六条（役員）
① 本会は役員として幹事および監査若干名を置く。
② 幹事および監査は総会において選任される。
③ 幹事会は、会長一名、副会長若干名を選出する。
④ 幹事会は、本会の運営について意見を聞くために顧問若干名を委嘱することができる。
⑤ 幹事、監査および顧問の任期は一年とする。

第七条（総会）
会長は少なくとも年一回総会を招集しなければならない。

第八条（研究大会）
会長は、幹事会の意見を聞いて研究大会を組織するために若干名の委員を委嘱することができる。

第九条（会費）
① 会員は毎年会費を本会に払い込まなけれ

ばならない。

② 会費額は総会において決定する。

③ 引き続き三年間会費を滞納した者は、退会したものとみなす。

第十条（会計）

① 本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

② 会長は、毎年会計年度の終了後決算報告書を作成し、総会にこれを提出し承認を得なければならない。

第十一条（規約の改正）

この規約を改正するためには、総会出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

（B）比較家族史研究会役職名簿（五十音順）

会長　永原慶二

副会長　有地亨・利谷信義

顧問　大竹秀男・鷲見等曜・高梨公之・中野卓・布村一夫

監査　石川栄吉・大石慎三郎・黒木三郎・竹田旦

幹事　《歴史》瀬野精一郎（会報担当）・吉田孝　《法制史》鎌田浩・水林彪　《社会学》上野和男・老川寛　《法社会学》江守五夫・平松紘　《経済学》住谷一彦・肥前栄一　《人類学》村武精一・渡辺欣雄　《民俗学》坪井洋文・福田アジオ　《家族法》石川利夫・依田精一　《女性史》関口裕子・永原和子　《人口問題》清水浩昭　《事務局》森謙二

なお、事務局体制は森謙二（事務局長）のほか、樹沢能生（会計担当）・飯沼賢司（会報担当）・服藤早苗（庶務担当）となりました。

三、交流の愉しみ

会長　永原慶二

さまざまの学問・方法に立つ研究者が、共通のテーマについて自由に語り合うことは、このうえなく楽しくまたみのり多いことである。そうした交流の中で、自分の考え方がどれほど一面的であったり固定的であるかを思い知らされることはたびたびだが、それこそ自分にとって新しい研究エネルギーの源泉にもなる。

私は、戦後の農地改革が行われていたころ、地主制とか村落構造といった共通テーマについて、法社会学・政治学・農業経済学・社会学・民俗学など諸分野の専門家と共同調査し、共同の仕事をまとめる機会にいくたびかめぐまれた。そのころの楽しさ、充実感はいまも記憶に鮮やかである。

今回発足した比較家族史研究会も、ちょうどそのような性質の集りである。しかもこの会の中心である江守五夫教授は、昔の農村調査のよき仲間の一人である。そんな御縁で、江守さんから口説かれて、まったく不似合な〝会長〟役をついお引き受けしてしまった。それはただひとえに、あの頃からずいぶんと長い年月が流れ、いつか自分が年寄りになってしまったことの証にほかならないが、折角お誘いいただいた有難い機会なので、もういちど学問交流のたのしさを心ゆくばかり味わわせていただきたいと思っている。

四、第四回研究懇話会報告要旨

今回は、「社会学・社会人類学・民俗学における家族研究の現状と問題点」と題し、各分野の研究交流を行いました。

第一報告　社会人類学における家族研究

（渡辺欣雄）

本報告はわが「比較家族史」なる研究会に対し、参加されている各研究者にとって〝家族〟とは果して何であり、〝比較〟しうる家族とはいったい何であるのかを問うという戦略的目的および社会人類学内部における〝家族〟理論の変遷と研究姿勢の相違について、若干の紹介を行なうという理論的目的にもとづいたものである。

G・P・マードックの唱えた《核家族普遍説》は、社会人類学における家族研究史のうえで、永年の議論を集約した大胆な仮説であったが、外国人人類学者の批判を例にあげるまでもなく、わが国でも中根・村武をはじめとする有効な批判があった。中根はマードックのいう「拡大家族」は、いかなる意味でも核家族の〝拡大〟にもとづく家族型ではなく、個別社会にとって「大家族」は「小家族」に分割できない社会単位としても存在するとし、村武は核家族普遍説の依拠する関係の〝双系性〟は決して普遍的ではなく、双系的家族と同様に片親に関係の偏る「一系的家族」も存在することを例証

し、新たな家族研究への端緒がきりひらいたのである。

数少ないながらもいまある社会人類学的家族研究は、こうした核家族普遍説への批判に発するが、それ以外に今日、統一された家族論があるわけではない。大別すれば今日の社会人類学のなかでは、《家族普遍説》・《家族個別説》の二つがあるように思われるし、また後者においても、〝家族〟概念の支持と否定との双方の立場が認められるのである。

両説の岐路は、a、家族とは夫婦・親子の関係からなる親族関係の一単位であることを認め、なおかつナヤール族型のタラヴァドに代表されるように、b、片親を排除した親子関係の単位を〝家族〟と認めるかどうかにかかわっている。bをも〝家族〟であるとする普遍説と同様に、aのみを〝家族〟とするC・レヴィ＝ストロースらの個別説も決して少数であるとはいえない。また両説のもう一つの岐路は、個別社会にとって有効な単位としての「大家族」を認めるならば、漢民族型のチアに代表されるように、クランやリニージあるいは国家にも拡大しようとするカテゴリーのどこまでを〝家族〟とするか、家族概念の適用の有効性の評価にもかかわってくる。D・H・カルプの家族論とM・フリードマンの家族論は、漢民族に対する〝家族〟概念の適用に関してあまりにも喰い違っており、だから〝家族〟概念そのものに疑問が生ずるという主張もうまれるのである。「家族の普遍理論は不可能であり、比較研究は家族という共通分析単位を設定しない方が容易」（長島）であるとする否定説にも、わが研究会の〝存否〟を検討する意味で目をむける必要があるはずである。

各社会には親族関係を包摂する単位名称がありカテゴリーがある。他方我々には諸社会の小単位を認識し分析しようとするための〝家族〟モデルがある。ここで大切なことは、モデルを各社会に適用しようというならば、個別社会の実態を無視しては〝比較〟〝家族〟〝史〟はありえない、という認識である。したがって「家族」を比較する前に、個別社会の親族関係や社会関係をまず理解し、そして親族関係ほかをカテゴリー化する個別社会の知識や認識を理解することが重要なのである。家族モデルが個別社会に適用できるかどうかは、それら知識や認識によるし、さらに実態に則したモデル如何によることになる。こうした一連の手続きや留意がないかぎり、安易に〝家族〟などという分析概念は使えないし、ましてや諸社会間の〝比較〟などというきわめて危険の多い分析作業ができるはずがない。

手始めに、原ひろ子編『諸文化と家族』（現代のエスプリ別冊三、至文堂、昭和五八年）に載せられた諸社会間の「家族」の〝比較〟を行なってみるようすすめる次第である。

第二報告　日本民俗学における家族研究
――柳田国男と大間知篤三を中心として――

（上野和男）

日本民俗学の家族研究は柳田国男を出発点とし、のちに柳田家族論批判を展開した大間知篤三によって著しい展開をみた。柳田国男の家族論と大間知篤三の家族論は極めて対照的であり、日本の家族の理解をめぐってことごとく対立した見解を示してきた。柳田国男の家族論は「大家族論」であり、大家族を準拠点としながら日本の家族を理解しようとする試みである。柳田は労働組織と祖先祭祀の両面から日本の家族にアプローチし、日本の家族を一方では賃銀のいらない労働組織として、他方では祖先祭祀の単位としてとらえ、また大家族から小家族への一元的変遷論を提示した。柳田家族論の特徴は日本の家族を同質的に理解する一元的理解にあった。

これに対して大間知篤三は家族の内部制度のひとつとしての隠居制（家の複世帯制）に注目して、隠居制を採用している家族（小家族）と採用していない家族（大家族）が極めて異質的であることを強調して、「東北日本の家」「西南日本の家」という日本の家族の地域的類型論を展開した。大間知篤三の日本の家族理解は、柳田国男の一元的理解に対して、多元的類型的理解であった。このような柳田国男と大間知篤三の家族論はその後、日本民俗学・社会学・社会人類学の家族研究に大きな影響を与え、のちに日本の家族研究の三つの立場（大家族論・小家族論・直系家族論）が形成された。

最近における日本民俗学の家族研究は、社会経済史的なアプローチよりも祖先祭祀をはじめとする祭祀的儀礼的アプローチが主流となってきたが、日本人が家族にこめたイデオロギーを

どのように理解するかについて、大きな課題を課せられているといえよう。

シンポジウム
「日本のイエについて」

主報告（中野　卓）

家について討論するならば家・家族・親族・同族という言葉をどういう意味で使うのかにお互いの了解がなければ、学術的討議などできない。報告者中野自身の概念規定を示し、それへの批判、討論を願いたい。

家とは家産に基き、家成員の労働を結集して、家業を経営し、家事を運営し、家の先祖を祀ってその冥護を得、それ自体の存続と繁栄という目的を継続的に遂行する経営の制度体である。本家の家業のため店で働くのは、本家家長から住込手代・丁稚に至る本家の家成員だけではなく、肩入れ分別家（通い分別家）から本家店へ通勤する親族・非親族の番頭もある。家という社会学の術語は、明治の民法や儒家の説などと拘りなく、近世から近代の初めにかけて百姓町人が民族語として通いならわしていた意味に即しつつ術語化された。それゆえ家長夫婦とその家族員たちだけでなく住込奉公人をも家成員として含む全体が家である。家はその中核として家長の家族を含み、家長の家族ではない住込奉公人たちもまたその家の成員である。

家の成員は家長と親族関係を有すると有しないとは別に、その家の先祖以来、代々の家長夫婦によって担われてきたファミリー・ラインを担う家成員、すなわち嫡系成員と、そうではない家成員、すなわち非嫡系成員とがある。家の系譜的連続を担うのは必ずしも長男とかぎらず、娘婿や両もらいの養取さえあった。

同族における家々のつながりを系譜関係と社会学者が呼んできたのは、個人のあいだのジニアロジーではなく、家と家の間の系譜関係をさす。家単位の間で、ある家が、他のどういう家から分れることによって創設されたかという家の成立の由来を、系譜というのである。個人の親族的出自とは全く別なもの、家の出自によって本分家が（親族分家も奉公人分家も）結び付くのが家々の系譜関係なのである。

日本社会の親族構造をみるには、同族と親類の両者を組み合わせた枠組で研究する必要がある。

喜多野の若宮の論文では、同族団と姻戚団を対置したが、後者は団体ではない、特定の家からみた家々のネットワークとして把えるほかないものである。姻戚だけでなく養子女の縁組をも含めて縁組関係と呼びたい。本家と親族分家の間は系譜関係で結ばれている上に親類関係でもある。本家と奉公人分家の間は系譜関係だけであって親類関係はかさなっていない。姻戚関係は系譜関係ではなく親類関係があるだけである。

以上のような家と同族についての概念枠組は、日本の徳川中期から第三次世界大戦に至るまでの都市の商家・職人・町工場の家を考える上で大切である。

ただし、このような、いま説明したような家や同族は、明治の民法が施行され、それが庶民生活の実際にまで及んでいくことによって大きく変化していった。

「家」は戸主と親族関係を有するものだけをその成員と認め、住込奉公人は、これまでのように主家の家成員とは認められなくなった。主家の成員と認められないから、主家から分家して奉公人分家として主家の同族家につらなることもなしえなくなった。

近代的雇用関係を成立させるためには必要なプロセスであったろうが、家業経営を営む零細企業やそこで働く人々にとっては大きな変化であった。家の成員から非血縁の人々を排除する明治の民法のもたらした結果を、すぐさま「経営家族主義」というイデオロギーをもちだしておぎなう必要が生じたのが、明治末年から大正にわたって見られた事態であった。

コメント1（正岡寛司）

家の学術的研究をすすめるにあたって用語の整理が必要であるのは論を俟たないが、その際各研究者がどの様な分析次元に焦点をあてて対象を把握しようとしてきたかを、ここで明確にしておく必要がある。一般に社会学における対象把握には ①個人の行為の次元、②社会関係の次元、③集団あるいは組織の次元、④制度体の次元、⑤体制の次元の5つの分析次元からのアプローチが考えられる。これらのどの次元に焦点をあわせるかによって同一対象についても

用語法やモデルのたて方は異なってくるのは当然である。

中野、喜多野両氏の家規定の相異も、実はそういった分析次元の違いが基本にあるのではないか。中野氏の場合、家の集団としての機能、目的に着目し、いわば次元③又は④に焦点をあわせて家規定が行なわれているが、喜多野氏の場合はむしろ家の内部に含まれる成員の結合の性質が直接の関心であり、次元②が問題の焦点であったように思う。従ってここで問題とすべきは規定の相異そのものではなく、その様な違いの性質が明示的でない点であり、又他の用語との関連性が明確にされていなかった点であろう。

さらに、これまでの家理論では、常に理想型としての家理論という理論構成がとられてきたが、この点も検討の余地がある。今後家から新しい家族への変化といったダイナミックな過程を解明していくためには、実態としての家生活の研究が不可欠であり、これまでの分析次元③・④・⑤に加え、さらに①・②の次元での家研究をすすめていく必要があると考える。

コメント2（上野和男）

本日のコメントは、中野氏が『商家同族団の研究』の「補論」の中で蒲生氏の親族論に対して加えている批判をとりあげ、その後の蒲生氏の所説の展開を考慮しつつこれに答えるという形式をとりたい。中野氏の蒲生批判は　①蒲生氏の村落構造類型論では構造類型と地域的分布は一致するというがこれは一致しないのではないか、②同族ははたして親族集団――父系出自集団であるか、③蒲生氏の親族類型で双系・多系とされるハロウジ型は集団ではなくネットワークではないか、の三点に要約される。ここで中心となる②についてみると、この問題はさらにa、出自とは何か、b、同族は父系出自集団といえるか、という2つの問題に分けて考えられる。中野、蒲生両氏の間の最も大きな違いは、中野氏が出自＝出生決定論（帰属変更不可）の立場をとるのに対し、蒲生氏がこれを明確に否定する立場（すなわち、婚姻・養子等により帰属変更可能とする立場）をとっている点で、その上で蒲生氏は同族を現象的にはアンビリニアル（選択単系的）であるが理念的にはパトリリニアル（父系的）であると述べている。

この様に蒲生氏は人類学における古典的出自理論を否定することによって、中野氏が「家の出自」という形で親族とは区別して理解しようとした奉公人や養子の問題を、出自集団の枠組で把えようとした。そこには、家や同族の日本的特殊性に着目して概念化を行なった中野氏と、それを人類学の親族論にのせて理解しようとした蒲生氏の、アプローチの相異があったと考えられる。

コメント3（大藤　修）

まず中野氏の研究視点についてふれておきたいが、その特色は①歴史的視点と②西欧理論の安易な適用の否定の二点にあると考えられる。①については家、同族を超歴史的に把えるのでなく、歴史的考察をふまえた上でその本質規定を行なっている点が重要であり、今後社会学分野でもこの視点はうけつがれるべきである。又②についてはこれまでの日本の社会科学が西欧社会を規準とし、そこでうまれた理論・概念の日本への適用という形をとってきたことへの批判を提示するものである。特に家の内部秩序についての中野氏の見解は、従来のウェーバー理論による家理解に再検討をせまるものということができる。

次に家規定の内容についてみると、中野氏が家を単なる経済的側面からだけでなく生活諸営為の総体として把えている点は注目される。この問題に関連して　①日本に特殊的とされる家の成立条件　②短年季奉公人の家内部での位置　③通勤別家と自営別家の創設時の要件の違い等々が疑問点としてあげられる。又中野氏は階梯的奉公人制度をとる近世商人の家を問題としているが近世農民の家はこれとは全く様相を異にしている。従って明治民法上の家制度と実態としての家慣行の関係を論ずる際にも、この両者を視野に入れる必要があると考える。

討論要旨（司会・村武精一）

まず報告者の中野氏から奉公人別家をめぐる諸問題を中心にコメントに対する応答と補足説明が行なわれ、①奉公人別家の創設は単なる利害関心のみにもとづく社会過程ではないこと、②奉公人の家成員としての認定は日常生活の中で自然に行なわれるものであるが、元服はその

重要な節目となること、③従って「中年者」（元服すぎの奉公人）は一般に子飼いとはみなされず別家にもあづかれないこと、④自営別家、通勤別家のいずれとなるかは本家、別家双方の意向によって決まること、⑤都市の商家同族団は農村の同族団に比して本分家の関係が流動的であること、等が指摘された。

その後の討論でもこの非血縁者の分家については大竹、大藤、竹田の各氏から発言があった。大竹氏は近世の農民の系譜に非血縁者があらわれないことから、中野氏の家の出自と個人の親族的出自を区別する見解を支持し、大藤氏も同様の指摘を行なった。又竹田氏は農村における非血縁分家の諸形態を例示し、非血縁者の本分家関係の設定にあたっては本家の恩恵による以外の形もありうる点を指摘した。又住谷氏は中野氏が家規定に用いたベテリープ（家業・家事の運営）の語をとりあげ、中野氏のノレンワケにはこのベテリープの分かれどその企業的展開であるオイコスの分かれの双方が含まれるのではないかと述べた。

この様な家、同族の日本的特質については、江守、竹田両氏から沖縄本島の門中や韓国との比較を通じて発言があったが、一方日本内部における家、同族のヴァリエーションについても、竹田、上野両氏から発言があった。竹田氏は現存の日本の家にヴァリエーションがあると指摘しつつその違いを家の歴史的展開の結果とみることを提唱し、これに対して上野氏はそこに歴史的過程にかかわらず一貫して存在する質的な差違があると指摘した。最後に利谷氏から明治民法の家の性格を検討するにあたっては、それと商家の家慣行や東北の姉家督・西南の末子相続等の諸慣行との機能上の不適合に着目していく必要がある点が指摘された。

（コメント・討論文責　中込睦子）

五、家族史研究雑感

正岡　寛司

社会学者のR・ドーアはその著『都市の日本人』（一九五八年）で、日本人はイギリス人に比べて「家族制度」という言葉を頻繁に口にする国民だと述べている。ふつうかれらの間では、ひとが結婚し、生活を共にし、そしてやがて子どもをもつのは、ごく自然で当り前のことだと思ってはいても、「イギリス人の家族制度」がどうなっているかなどについて改めて考えるようなことはしないだろうというのである。指摘されてみると妙に気にかかる。

言われてみれば、われわれの身のまわりでも家族制度とか日本の家族は、といったことをちょくちょく耳にするし、またそれをテーマにしたテレビのホームドラマも少なくない。われわれ日本人は、なぜ家族制度を日常的に意識するのだろうか。

逆に、イギリス人やアメリカ人などは、自分の家族のこと、配偶者や子どものことについては非常によく話す。日本人はあまりよく知らない人、まして仕事上の知人にすすんで自分の家族について話すことはしないであろう。これらの相違と国民性の違いだと言ってしまえば、それはそうなのだが、それではすまされないような気もするのである。

日本人と欧米人との違いは、「家族」を内なるものと実感するか、それとも外なるものの重圧と受けとめているか、にあるようだ。また、家族と個人の欲求充足の側面からみているか、それとも欲求を抑圧させる外的力とみているか、あるいはあるがまゝの家族を受け容れているか、それとも掲げられた理念やイデオロギーから自分の家族をも眺めるか、そうした彼我の相違がありそうである。

これまでのところ、わが国の家族史研究の焦点は、家族制度やそのイデオロギー的側面の解明にあったと思う。しかしいまわれわれが取り組むべき課題は、史的家族のリアリティを明かすことであり、制度体と内なる家族との闘争史であると思うのである。

六、会報一号発行以降の入会者（受付順）

竹田　旦　日本民俗学・文化人類学　茨城大学

山中永之佑　日本法制史　大阪大学

中込睦子　社会人類学

近藤佳代子　日本法制史　宮城教育大学

白石玲子　日本近代法史　大阪経済法科大学・橘女子大学

伊藤達也　人口学　厚生省人口問題研究所

渡辺吉利　人口分析　厚生省人口問題研究所

福田はぎの　日本経済史・家政学　立教大学（院生）

田中久夫　日本民俗学　神戸女子大学

孝本　貢　社会学　明治大学

新島一彦　民法　日本大学（院生）

長谷川善計　社会学　神戸大学

藤井　勝　社会学　神戸大学

なお、御住所や御名前等に誤りのある方は御手数ですが、事務局まで御連絡ください。

編集後記

会報2号をお届け致します。今号は、先の第四回研究懇話会の席上承認された本会の規約および役員の名簿を掲載しました。研究会は回を重ねるごとに会員や参加者の人数が増え、「研究懇話会」も第五回から「研究大会」と改称されることとなりました。会報も単なる連絡のためのものではなく、紙上を交流の場として活用できるように紙面をより充実したいと考えております。今号では、手始めに正岡寛司氏の「家族史研究雑感」を掲載しました。今後も、研究雑感・書評・大会参加記などを載せ、紙面の工夫を図りたいと思います。

なお、編集が未熟なため、不備な点が多々あると思いますが、積極的な御意見をお願い致します。

（会報担当　瀬野精一郎・飯沼賢司）